

平成28年（行ウ）第27号 住民訴訟によるバイオマス補助金支払差止請求事件
原 告 小川賢 外1名
被 告 群馬県知事 大澤 正明

第3準備書面

平成29年10月13日

前橋地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士	石	原	栄	一
同	関	夕	三	郎
同	織	田	直	樹
同指定代理人	板	垣	哲	夫
同	束	田	健	靖
同	折	田	知	徳
同	武	藤		淳
同	鈴	木	利	光
同	石	井	米	吉



本件補助金交付に至る経緯については、別紙のとおりである。

以上

日付	出来事
H26.7.10	被告が、各都道府県・関係市に環境影響評価条例における木質バイオマス発電所建設事業の対象要件等について照会を実施（H26年7月18日回答締切）。
H27.3.31	被告が「未利用の木質バイオマスを燃料とする工場又は事業場については、排ガス量を計算するにあたっては、含水率（乾量基準含水率）を20%として算出できるものとする」とする群馬県環境影響評価条例施行規則別表第1の適用に関する運用を制定。
H27.7.10	(株)関電工及び(株)トーセンが被告に前橋バイオマス発電所及びチップ製造施設の概要等に関する資料を提出。
H27.7.30	(株)関電工が被告に手続状況を具体的に説明し、その中で前橋バイオマス発電所は環境アセスメント対象事業非該当であることも説明。
H27.9.14	被告が県議会へ、前橋バイオマス燃料(株)のチップ製造施設に対する群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業4億8千万円（基金：4億円、県費8千万円）を含む補正予算案を提出。
H27.10.7	県議会において前橋バイオマス燃料(株)のチップ製造施設整備に対する群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業4億8千万円（基金：4億円、県費：8千万円）の予算が可決成立。
H27.10.20	前橋市が前橋バイオマス発電(株)及び前橋バイオマス燃料(株)に対し環境配慮計画の提出を要請。
H27.10.21	前橋バイオマス燃料(株)が被告に森林整備加速化・林業再生基金事業計画を提出。
H28.5.18	前橋バイオマス発電(株)と前橋バイオマス燃料(株)が前橋市長に「前橋バイオマス発電施設に関する環境配慮計画」を提出。
H28.5.25	被告が前橋市より「前橋バイオマス環境配慮計画」を受領。
H28.6.17	被告が前橋バイオマス燃料(株)へ補助金交付予定額を内報。
H28.6.20	前橋バイオマス燃料(株)が被告に実施設計書を提出。
H28.6.27	被告が前橋バイオマス燃料(株)へ補助金交付予定額を内示。
H28.6.28	前橋バイオマス燃料(株)が被告に補助金交付申請書の提出。
H28.7.4	被告による本件補助金の交付決定。
H28.8.16	被告が前橋バイオマス燃料(株)へ補助金概算払請求額2億2230万円を支出。
H28.8.26	被告が前橋バイオマス燃料(株)へ補助金概算払請求額1620万円を支出。
H29.5.19	前橋バイオマス燃料(株)による補助対象事業が完了。
H29.5.23	前橋バイオマス燃料(株)が被告に補助事業実績報告書を提出。
H29.5.24	被告が補助事業の完了確認を実施し、補助金額を4億8000万円と確定。
H29.5.31	被告が前橋バイオマス燃料(株)へ補助金未払分の2億4150万円を支出。